

とよはし議会だより編集委員会
委員長 向坂 秀之 様

抗議文

平成 27 年 7 月 14 日
絃基会 寺本泰之

豊橋議会だよりの編集におきまして市民に情報を等しく開示し、情報の共有を図るべくご尽力のこと、感謝申し上げます。

さて、この度編集委員会より平成 27 年 6 月議会の議会だよりに関し、原稿内容の変更の申し出がありました。変更内容は「私が制度の内容を説明して、その制度を認めるか否かを質問」しているのに「堀内副市長に説明を求める」とする内容で、事実と異なる内容にするものでした。このことにつきましては承服できませんので断ります。私は、議会だより原稿に関するルールである、質問・答弁のそれぞれ字数や「すべて議事録から要約する」を順守しています。逆に編集委員の申し出は言ってもいないことを「言った」とすることです。これは「とよはし議会だより」編集のルール違反であるとともに報道の倫理に違反します。

この度の編集委員会の原稿内容を変更し真実とは異なる内容にせよとする申し出に強く抗議します。

豊橋市議会基本条例第 4 章「市民と議会の関係」の第 6 条 3 項には「議会は、情報通信技術を活用し、会議中継等、ありのままの情報を積極的に発信する」とあります。この条例に反します。

表現・言論の自由は人間の基本的権利であり、権力から完全な自由が保障されなければならない。本来議員が、これら権利が保障されるよう監視しなければならない立場でなくてはならないはずなのに、議員自らが内容の変更を求めることは断じてあってはならないのです。

但し、今回の原稿については不掲載理由を掲載するという事で申し出を受け入れましたが、私の提出した不掲載理由は掲載せず「編集委員会」が作成した理由を掲載するという事です。この行為は人権侵害も甚だしい。

以上より当該原稿の変更を拒否するとともに、編集委員会には強く抗議します。このまま編集委員会が作成した不掲載理由を掲載するという事になれば表現・言論の自由権を守るために法的手段に訴える所存です。編集委員会の対応を 7 月 16 日までにご回答ください。